

Title	「立ち直り」支援において地域の持つ意味 --保護司へのインタビュー調査に基づく検討
Author(s)	岡邊, 健
Citation	司法福祉学研究 = Japanese journal of forensic social services (2018), 18: 12-32
Issue Date	2018-08
URL	http://hdl.handle.net/2433/255131
Right	©日本司法福祉学会; 日本司法福祉学会の許可を得て登録しています.
Type	Journal Article
Textversion	publisher

「立ち直り」支援において地域の持つ意味

——保護司へのインタビュー調査に基づく検討

Effective and Ineffective Elements of Community-based Treatment for Delinquents:
An Interview Survey of Volunteer Probation Officers

岡邊 健*

1 問題設定

本研究の目的は、非行少年の「立ち直り」とその支援において、地域、地域性の持つ意味の一端を明らかにすることである。犯罪や非行からの「立ち直り」において、地域性という要素の重要性はしばしば指摘されてきた。しかし、地域とか地域性というとき、その内実は、必ずしも明確であるとはいえない。そもそも、地域性とは何なのだろうか。この語は、更生保護の文脈において頻用される語であるが、その意味するところは曖昧であり、また多義的である。状況に応じていかようにも用いることのできる「マジックワード」であるとの指摘も可能かもしれない。地域性の内実を問うことは、更生保護、社会復帰支援という営みを考える上で、一定の意義を有すると思われる。

2 本研究の前提

(1) 保護司とは何か

非行少年の「立ち直り」とそれに向けた支援の内実を、地域、地域性という観点からみるうえで、本研究が着目したのは、保護司である。ここではまず、日本の更生保護システムにおける保護司の位置づけや役割等について、西川は

*京都大学大学院教育学研究科准教授

か（2005）、法務総合研究所（2017）及び法務省保護局更生保護振興課（2017）に依拠しつつ、簡単に触れておきたい。

保護司法によれば、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生を助けたり、犯罪予防のため世論の啓発に努めたりすることで、「地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」が保護司の使命である（第1条）。保護司の身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であるが、給与は支給されないことが、同法（第11条）で規定されている（活動に要する費用は実費が支給される）。つまり、保護司は全員がボランティアである。

その職務は多岐にわたるが、もっとも基盤的なそれは、犯罪者や非行少年に対する保護観察、そして矯正施設収容者の退所後の帰住先の環境調整である。保護観察は、保護観察対象者（以後「対象者」と表記する）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的としてなされる社会内処遇である。日本における保護観察の最大の特徴は、常勤の専門家である国家公務員である保護観察官（全国に約1,000名）とボランティアである保護司が協働して実施する点にある。ただ、一部の例外をのぞけば、面接等により対象者と接触を保って生活上の指導を行ったり、自立生活に向けての就職の援助等（補導援護と呼ばれる）を行ったりする実際の担い手は、保護司のみであることが多い。

保護司による対象者との面接は、伝統的には保護司の自宅で行なわれることが多かった。しかし、近年各地に更生保護サポートセンターが設置され、この施設で面接を実施する例も増えつつある。更生保護サポートセンターは、保護司会（後述）の諸活動の拠点的な機能を持つことが期待されており、2008年度から順次設置がなされている。2016年度末現在、全国約460地区に置かれており、2018年度末までに全886地区で開設することが計画されている（『毎日新聞』2017.9.16夕刊）。

保護司の定数は全国で52,500人（保護司法第2条第2項）だが、近年の保護司数はおおむね48,000人弱となっている。過去30年の保護司数と保護司の平均年齢の推移を、図1に示す。1990年代はおおむね保護司数は48,000人台後半を維持していたが、過去10年前後は減少傾向にあることがわかる。平均年齢が上昇する傾向もみられ、10年前の2007年には62.8歳であったのに対して、最新の数値では65.0歳となっている。高齢化はより長期的にみられる傾向で

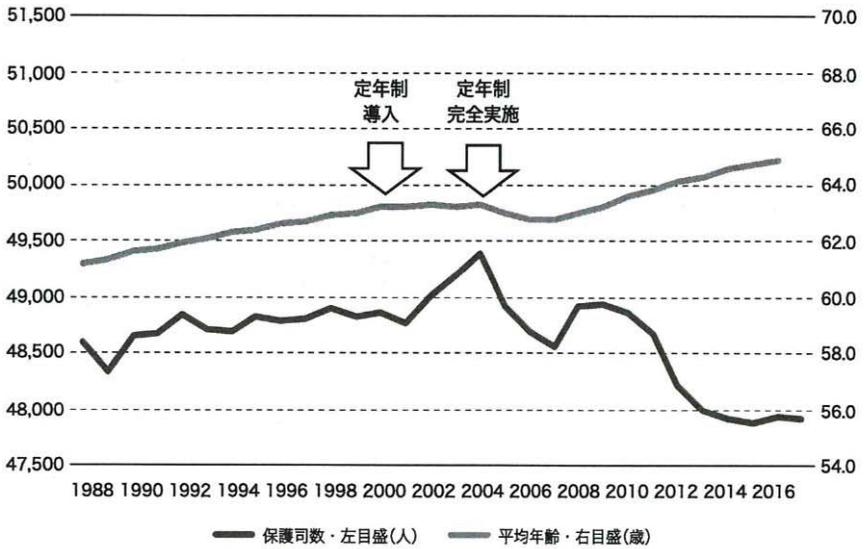


図1 保護司数と保護司の平均年齢の推移
 [法務総合研究所(2017)に基づき筆者作成]

もあり(図には含まれないが、たとえば1953年の平均年齢は53.2歳であった)、これを受けて2004年には定年制(76歳以上を再任しない制度)が完全実施されている。2016年1月現在の年齢の分布は、およそ52%が60代であり、ついで28%が70代、15%が50代である。40代以下は全体の5%弱にすぎない。

2016年1月現在の保護司の職業別構成比は、無職(主婦を含む)が約27%と最も多く、ついで会社員等が23%、宗教家11%、商業・サービス業9%、農林漁業7%となっている。図2は、1953～2004年の職業別構成比の推移であるが、これをみると農林漁業・宗教家は長期的に減少傾向にあり、かわって無職(主婦を含む)が増加傾向にあることがわかる。西川ほか(2005)は、無職者の増加の理由は、女性保護司の増加のほか、定年退職後保護司になる場合が多いことなどが考えられるとしている。

なお、保護司は、各地域に置かれている保護司会に属している。保護司の研修や犯罪予防活動等は、保護司会の単位で行なわれている。新任保護司の確保も、近年、保護司会の大きな役割となっている。

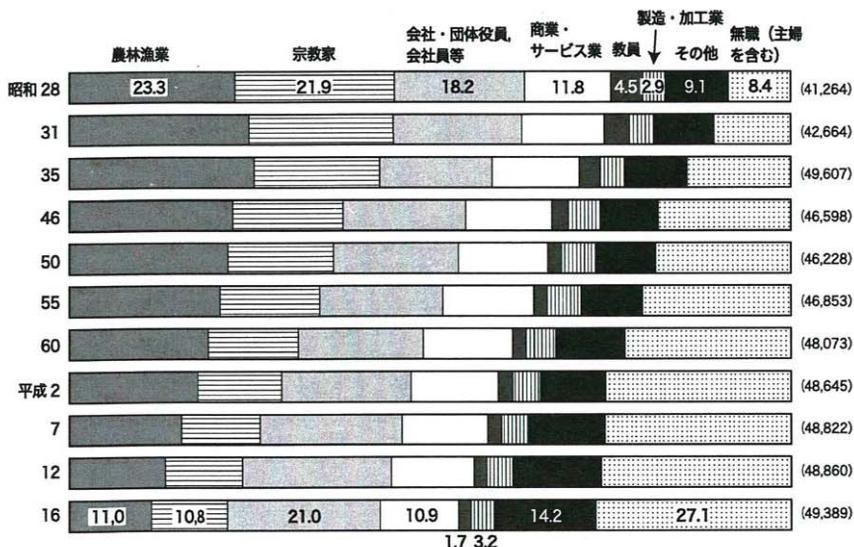


図2 保護司の職業別構成比の推移（1953～2004年）

[出典：西川ほか（2005）]

(2) 保護司と地域性

地域性という観点から「立ち直り」支援をみるうえで、本研究が保護司に着目したことには理由がある。端的に言えばそれは、「保護司の地域性」が「立ち直り」支援における重要な要素であるとみなされ続けてきた歴史があるからである。「地域性や民間性を有する保護司」（法務省保護局更生保護振興課 2017: 6）のように、保護司の特徴を示す言葉として民間性とともに関用されるのが地域性である。そして多くの場合、保護司が持つ地域性とは、保護司活動において有用な要素であるとみなされている。また、地域性を持つからこそ、更生保護における保護司の存在意義があるとの前提も、強固に存在している。

地域性の内実について具体的に検討した先行研究は少ないが、このなかで元保護観察官（最終の職位は、関東地方更生保護委員会委員長）の藤野（1999）の考察は示唆に富んでいるので、少し詳しく言及しておきたい。

「保護司の地域性再考」と題されたそれによれば、更生保護実務で保護司の地域性という場合には「一定範囲内での定住と社会参加の経験から個人が会得

する地域内事情への通曉性」(藤野 1999: 2) の側面が強調されている。実務的にいえば地域性の中身は、「対象者との接触・交流の至便性」「社会資源との関係付けの容易性」「われわれ意識 (we-feeling)” による共感性」の3つに区別でき、これらは「おしなべて、保護司活動を展開する上での有利な潜在能力という価値付けが前提とされている」(藤野 1999: 2)。

藤野 (1999) は以上の3点についてそれぞれ検討を加えている。「対象者との接触の利便性」についていえば、保護司宅=処遇の場が自明だった時代から、保護司宅への来訪を極度に嫌う対象者が増加する時代となってきたとされる。また、縁側・いろりをシンボルとする開放性に富んだ構造の家が減少するなか、保護司宅は「かつての牧歌的なコミュニティにおける近所付き合いがそうであったような、気軽に立ち寄れる場所などではなくなっている」(藤野 1999: 7) との現状認識が示される。保護司宅が処遇の場として機能しにくくなっていることに、生活様式の変化等を踏まえて注意を促している点が注目される。

「社会資源との関係付けの容易性」については、たとえば就業の援助は、職業意識やライフスタイルの多様化・不透明化、産業構造の流動化を受けて、「限られた範囲内で具体的な成果を挙げるのは極めて困難」(藤野 1999: 5) になっている。保護司が個人的に用いることのできるリソースが急速に縮小していくなかで、「保護司の個人技に頼りがちだった在来の手法を見直し、保護観察所自身が強力なリーダーシップを発揮しつつ、関係機関と保護司組織の協力を得ながら、広域的かつ多面的な社会資源の開発と整備に努力することが望まれる」(藤野 1999: 5) と指摘している。

「われわれ意識 (we-feeling)” による共感性」については、法務総合研究所の調査結果に基づき「流動性の激しい地域、あるいは都市化の度合いが高い地域では、保護司の地縁的影響力が低下している」(藤野 1999: 3) ことを確認したうえで、保護司と対象者の関係は「われわれ意識」による共感性の強さを引き合いに出さねばならぬような、地縁的な関係性に頼っている風はほとんどみられないとの印象が強い」(藤野 1999: 4) と述べている。

本研究では以上のような地域性の諸側面を念頭におきながら、更生保護における地域性について、保護司の活動に着目して検討するものである。このような検討は、更生保護の現状と展望を考えるうえで有用な切り口になると思われる。

3 保護司活動に関する主な経験的研究

保護司を対象とした経験的研究は、それほど多くはないものの、これまでにいくつかなされてきている。ここでは本研究に関連すると思われる近年の主な先行研究を概観する。

インタビュー調査によって保護司活動に迫った研究としては、浅沼（2005）、菲澤（2014）、加藤（2015）、笠井（2016）が挙げられる。

浅沼（2005）は、新任の保護司をみつける際に発動する「推薦を前提とした委嘱のシステム」に注目している。地域社会で築かれてきた人間関係、そして地域社会への貢献の実績が、町内会や先輩保護司の推薦という過程を経ることで、その地における「有力者」としての側面を保障することにつながっているというのである。人材登用の仕組みと保護司の持つべきとされる社会的人望の保障の仕組みのいずれもが、地域性と結びついているという知見は興味深い。保護司に期待される地域性の内実について十分な検討はなされていない。

菲澤（2014）はインタビュー調査から、保護司活動を通しての保護司の意識の変容のプロセスについて分析している。「予期せぬ頼み」から保護司への歩みが始まり、「やろうと思えばキリがない」などの葛藤を経験したうえで、「損得ではないやりがい」を感じるようになるという一連の分析は、保護司活動の諸側面について網羅的に論じられており、意義深い。ただし、あくまで焦点は保護司の意識変容のあり方にあるので、本研究の関心とは大きく異なっている。同様のことは、保護司が処遇実践に対して抱いている意識について、当該事件の被害者の心情への関わり方を中心に分析した加藤（2015）についてもいえる。これらの研究は、保護司へのインタビュー調査を通じて、実際の処遇における諸経験を聞き取ることができ、これにより保護司活動について一定の分析が可能であるということを示している。

笠井（2016）は同じくインタビュー調査ではあるが、1人の調査協力者に6回にわたりデプスインタビューを行なって、生活史を描き出したのが大きな特徴である。本研究とは関心は大きく異なるものの、「保護司になっていく」過程を明らかにするためには、「保護司になっていく」社会化以外の社会化も

含めて、複数の人間として個人を捉える必要があるとの主張は説得的である。「保護司になっていく」社会化以外の社会化と「保護司になっていく」社会化とが、地域を舞台として密接に連動している側面があることは、保護司を対象とする研究において欠かすことのできない視野であろう。

保護司を対象とした量的調査の実施例は少ない。地域性に関連する質問項目を含む2000年以降の研究としては、管見の限りでは、生島・十河(2002)、先述の西川ほか(2005)、法務総合研究所(2012)が挙げられる。

生島・十河(2002)は、福島県内の保護司に実施した調査(n=84)に基づいて、保護司の学校との連携について論じている。保護司に学校側との情報交換のニーズが高い反面、非行性の進んだ子どもの受け入れに学校は消極的であること、学校と連携する上で対象者のプライバシーの保持に課題を感じる保護司が多いこと等が示されている。対象者(あるいは潜在的な対象者)に関する情報交換の至便性は、地域性の利点とも考え得るが、反面、情報管理体制が不適切であれば当該地域において甚大なプライバシー侵害を惹起しかねない。このことに保護司の意識が向いていることを示した研究であるといえる。

西川ほか(2005)は、無作為に抽出された全国の保護司に対する調査(n=2,260)に基づく分析である。論点は多岐にわたるが、たとえば下記のような知見が示されている。

- ・兼ねているまたは経験したことのある公職やボランティアとしては、多い順に町内会役員(63.5%)、PTA役員(55.2%)、社会福祉協議会役員(29.2%)、少年補導員(19.0%)などとなっている。保護司以外に担っているボランティア・公職の種類は、2つが23.1%、3つが22.8%、4つ以上が29.9%であり、多様な役割を担っている。
- ・保護司であることを地域の人々に知らせているかとの問いに、「積極的に知らせている」が2.3%、「必要に応じて」が58.3%、「自分からは全く知らせていない」が38.6%。
- ・過去5年間に担当した対象者やその家族について、担当前から知っていた経験については、「知っていたケースはなかった」が37.1%である一方、「よく知っていたケースがあった」が28.9%、「顔や名前程度は知っていたケースがあ

った」が22.8%。面識ありのケースがあったとの回答は、人口規模の小さい地域ほど多い。

- ・地域性をいかした指導・援助としては、「よくある」「たまにある」の回答をあわせて、「面接で地域内のことを話題にする」「地域内のことについて情報提供」「地域内の行事・活動への参加を勧める」がそれぞれ約6割、「知り合いに就職を依頼」と「地域内で対象者の情報が耳に入る」がそれぞれ約4～5割。
- ・全般的に関係機関・団体との連携は活発であり、なかでも中学校、地方自治体の福祉部門、交番を含む警察署との連携は活発である。

このうち、保護司であることを知らせているかとの質問への回答が、保護司によって分かれている点は興味深い。西川ほか（2005）は知らせていないとの回答は「対象者のプライバシーへの配慮と密接に関連している」と解釈している。また、以前から面識のある対象者を持つケースが少なくないという事実も、地域性の意義を考える上で重要な情報である。

法務総合研究所（2012）も無作為抽出された全国の保護司に対する調査（n=2,414）に基づく研究である。主な結果としては、

- ・保護観察処遇における関係機関等との連携状況については、「連携をとっている」との回答が多い順に、学校（47.3%）、BBS会や更生保護女性会（44.3%）、地方自治体の福祉等関係部門（33.9%）、知人（33.8%）、協力雇用主（会）（32.3%）、更生保護施設（28.4%）などとなっている。
- ・支援内容別にみると、「連携できている」との回答は「家族や保護者との関係改善の支援」で49.3%と最も多く、それ以外はいずれも3割以下で、「就職や就労継続支援」が29.2%、「薬物や飲酒問題の克服の支援」が22.2%、「復学や就学継続支援」が21.2%。いずれも「連携できている」は「連携できていない」を大きく下回っている。
- ・処遇に関して「地域のつながりが薄れてきていて、活動に協力を求めることが難しい」と思っている保護司が51.5%。

などが挙げられる。地域のつながりの希薄化を過半数の保護司が認識している

ことがわかる。

4 本研究の方法

調査は、「非行少年の社会復帰とその支援に関する教育学的研究」を目的に組織された「少年の社会復帰に関する研究会」の調査の一環として、2016年秋に実施した。ある地方都市（西日本）の保護観察所・保護司会（以下、X保護司会）¹⁾の協力を得て、保護司6名に、ひとりあたり1時間程度の半構造化インタビューを行った²⁾。なお、インタビュー協力者の選定については、保護観察所及び保護司会に依頼した。依頼にあたっては、性別や年齢、保護司歴を考慮しつつ、2号観察対象者を経験した保護司を選定していただくようお願いした。基本的に、他の保護司がどのようなケースを担当しているのかを保護司が知ることはなく、こうした情報は保護観察所が管理している。一方、X保護司会では、更生保護サポートセンターを拠点として保護司同士の交流が行われているため、それぞれの人柄や保護司としての役割（学校連携など）についての情報は、X保護司会で一定程度共有されている。インタビュー協力者の選定において保護司会の助言を得たのは、このためである。

インタビュー協力者の属性については、表1の通りである。

表1 インタビュー協力者の属性

	年代	性別	前職
A	70代	女性	教員
B	60代	男性	宗教家（元会社員）
C	60代	男性	公務員
D	70代	男性	会社社長
E	70代	男性	教員
F	70代	男性	会社員，他

5 分析

(1) 保護司の持つ地域性のポジティブな側面

保護司が用いていると考えられる地域性には、さまざまな側面があることが、インタビューからは把握できた。ここでは、ポジティブな側面とネガティブな側面のそれぞれについて、整理してみたい。

まずはポジティブな側面である。インタビュー調査で得られたデータから、大別して3つの要素が得られた。

第1に、非行の発生に関係する地域特性に関するきわめて具体的な語りである。たとえばCの次の語りである（以下、インタビューデータにおいて、***は固有名詞を、「研：」は研究者（筆者ら）の発言（質問）を示す。下線部は筆者が注目した語りである。また、必要に応じて文脈を補うための語句を〔 〕で追加している）。

C：私、***地区なんですけど、（中略）***地区っていうのはですね、役所が多くて、割と規律が厳しいところで、あんまりこう、保護観察の対象者が少ないと。

研：割とぱりっとしたお土地柄。

C：そうですね、かなり厳しい、昔からずっとそういうふうな。まあ***も古い町並み、商業地が多いんですけどね。今、〔非行が〕多いのが***とか***。今も〔保護司会の〕会長のところが***なんですけどね、5人ぐらい担当してると言われたんですけど、結構多いんですよ。郊外で新興住宅地のもので、ですね。旧市内で、***地区はですね、なので割と基本的に少ないと。まだ、昔気質の性格が残っていると。

C：多分、***なんかはなかなか。（中略）要するに新興住宅地が多いようなところなんです。南部になるんですね。（中略）***もね、結構、どう言いますかね、今、最近荒れてるんですよ。（中略）それと***っていうのはですね。（中略）周辺の地区は新しい住宅で。（後略）

研：比較的新興住宅街の方が、その少年の非行が多いと。

C：うん、そういうね、若い人が多いところ。そういうことなんです。（中略）今、

市の19万人、20万人っていうのはね、都市型と旧都市型の混在なんですね。要するにとか***とかいうのは、都市型に近いからね。隣が何してるのっていうの、分からんような地域なんですよ。あんまり関連が薄いと、隣同士が。***なんかは、あの、やっぱり昔からの人間が多いから、すぐ隣近所がすごい付き合いが広いと。まあ、だいたいそういう傾向はありますね。

地区の特性と非行との関連が、きわめて詳細に語られている。特に居住者層の変化については、Eも言及している。

研：10年とか20年、やっぱり人口がどんどん増えてる地区って何ったんですけれども、そうですね。

E：そうですね、今でも増えてます。もう、アパート。だから、農地つぶして、アパートたくさん建ててますよね。それに、あの、外部からすごく入ってきます、どんどん。あの、***中学校って中学校があるんですけどね、これは***で最も大きな学校になってしまったんですよ。一時。

研：生徒数、一番多かったですね。

E：一時ですね。かなりいたですね。

研：この辺がやっぱり非行の、特に少年の非行の場合には、ちょっと影響してくるっていうものですね。

E：影響してますね。私が思うには影響してます。

研：それ、どんなふうに影響してるとお考えですか。

E：というのはですね、あの、地元の人と外部の人が一緒になってるわけですよ。学校とすればですね。だから、私を持ったケースもですね、結構外部から入って、アパートに入った人、これがですね、結構、あの犯罪に関係してるんですね。まあ、少年の場合ですけどね。

研：転動してきて、その家庭の子どもっていうことですね。

E：そうですね、はい。だから、あくまでも私の個人的なとらえ方ですけどね。どうもそんな気がするんですね。

人口の急増に伴う非行情勢への影響が、そのメカニズムとともに詳細に説明されている。別の地区に関するFの次の語りも、親への言及があることからわかる通り、非行情勢との結びつきを前提とするものである。

- F：***地区っていうのは割と昔からっていう人よりは、新しく[入って]きた人が多い(中略)ちょっと片親とか、***地区は片親が割と多いんです。
研：やはりまあ、お仕事の関係、母子でいらっしゃるって方も結構いるでしょうね。
F：カラオケセンター、ゲームセンターに行ったら、また子どもが多い。親がもう働きに行ってるから。

地域特性については、ここで挙げた以外にも多くの言及がなされた。犯罪・非行と結びつく地域特性に通暁していることは、円滑な保護司活動を進める上で、基本的にはポジティブに作用するものであると思われる(非行と結びつく地域特性への通暁)。

ポジティブな要素の2つめは、自身が保護司となるきっかけが、地域とのつながりであったとの語りである。この要素は、協力者ほぼ全員から聞き取ることができた。このことは、地域での諸活動と兼任が多いという先述の西川ほか(2005)の知見に符合している。たとえばDは、民生委員の活動をするなかで、社会を明るくする運動に誘われたのをきっかけに勧誘されたという。

- D：保護司になった経過なんです、私、民生委員やってまして。民生委員をやっているときにたまたま私の親戚筋に当たる保護司の先生が、社明パレード、7月1日の、社明パレードに出てみませんかという誘いがあった、まあ、それは協力しましょうということで、社明パレードに行ったら、で、その席で保護司にならないかという、告げられて、まあ、別に悪いわけじゃないから、うん、協力しましょうというのがきっかけで、民生委員の社明パレード参加がきっかけで保護司になったということです。

ちなみに、この語りののち、民生委員になった経緯を重ねてきいたところ、

町内会役員をやっている際に、当時の民生委員から自分の代わりに引き受けてくれと強く頼まれたから、とのことであった。浅沼（2005）が述べているとおり、まさに地域社会での貢献の実績が積み重ねて、保護司へと至っていることがわかる。ちなみに、Eは前職の教職における先輩教員から、Fは高校の同級生で付き合いの長い市議会議員から、保護司を頼まれたという（地域つながりに基づく保護司への参入）。

第3の要素は、対象者の就労に向けての資源の活用である。Aは、対象者の少年を雇ってくれるよう、協力雇用主でもある別の保護司につないだと語る。

研：今のお子さん[男子]は、お仕事に、えっとつなげたっていうのはどんな経緯で。もうちょっと差し支えなければですね。

A：えっとね、保護司の先生の中に雇用主さんがいらっしゃったんですね。

研：雇用主さんですね、協力雇用主さんですね。

A：うん。困って、電話したんです、どうですか[雇ってくれませんか]と行って。

建設業を営むというその雇用主は、これまでも積極的に対象者の少年を引き受けてきたという。また、会社を営むDは、自らの会社で就労の世話をすることがあると語っている。ふだんの対象者との面接も、自宅ではなく会社で行なっているという（地域資源活用の容易性）。

研：少年にしても成人にしても、ご自宅に呼んできて、お話をする形ですか。

D：私の場合はね、会社に呼ぶんですわ。あのね、自宅に呼ぶと、自宅に出入りすると、あの、ご本人にもね、行きづらい、一般住宅のとこへ入っていくとですね。会社だったら、誰でも出入りするじゃないですか。だから、遅くても早くても、あまり抵抗がないと。うん。で、会社の応接室でお会いすると、だから、中にはずっと面接来て、最終的にじゃあ[仕事は]どうするという途中の中で、じゃあ、仕事がなかったら世話するよという話で、うち[の会社]でそのまま[採用するという場合もある]。うん。

(2) 保護司の持つ地域性のネガティブな側面

一方で、保護司の持っている地域性が、対象者の少年との関わりにおいてネガティブに作用する側面も、語りからは垣間見えた。2つの要素があると思われる。

1つは、先述の西川ほか（2005）が指摘していた、以前から面識のある対象者を持つ場合の問題である。この件については、協力者のうち2名が言及した。Dは、自分の町内の面識のある少年をケースとして持った経験をふりかえり、次のように述べている。

D：***市ってのが狭いでしょう。そうすると、担当してると知ってる子に、自分の町内の子とかって偶然出てくるんですよ。そうすると、こちらも向こうも気まずい思いをするんで、できれば変えてくれないかと、担当〔保護司〕を。ええ。結構、そういう例が5～6件ありました。

研：その場合はそうしますと、変わる先というのは、どういう方になることが多いんですか。

D：やはり、いや、あの、近くで、観察所を通してね。（中略）で、隣の地区で、例えば***でしたら、その、***とか***の方へお願いすると、で、少年っていうのは結構、あのね、分かった〔顔を知っている〕人に会うのがどうも気まずい思いをするんで、で、どうしても知り合った人ってなると取り繕った話し方をするんですね。正直に言わない。こちらもそれがぱっと見たら分かるんで、じゃあ、担当変えようかと。なら、〔少年も〕喜んで「はい」って。

面識があるケースは、少年にとっても気まずいとの認識が示されている。Eは自身ではそのような経験がないものの、次のように述べる。

研：知ってる人とかですわね、昔から知ってる子どもさんとか、そういうことってのが当たることがあったりするのかなっていうふうに想像するんですけども、そういうことは、

E：それがいいことに、それが今まで1回もありません、これ、やりにくいと思いますよ、知っておれば、だからですよ、ほんとに知っておるような人が親御さんにおられたら、これちょっと無理かなと断るかもしれません、非常にやりにくいですよね。

これらの語りは、保護司が地域に根付いた存在であることが、対象者の処遇にとってネガティブに作用する可能性があることを示しているといえるであろう（面識のある対象者に当たることの問題性）。

このことと関連して、2つめのネガティブな要素は、対象者の少年に対する地域社会のラベリングを誘発したり、強化したりする可能性についてである。

Aは、地域の目が非行のブレーキになっているとの語りの少しあとのやりとりで、次のように述べている。

研：地元、みんな知ってる人で、近所のおじさん、おばさんも知ってる人っていうケースで、それは少年にとってはうまくいくというか、むしろ、先ほどの話だと人の目がブレーキになるというお話もありましたけれども、そういった面でプラスに働くことがあるのか、あるいはすごく本人がいつらい面があるのか。

A：両方あるでしょうね。

研：両方ありますかね。

A：両方あるでしょうね、やっぱりね。

研：そうですか。

A：どっちかっていうと、マイナスの方が大きいかもしれないですよ、どこの子がね【と言われたら】。

つづけてAは、保護司の名簿が地域の一部の会合で開示されていることについて、懸念の意を示している。

A：保護司をしてるって分かるようになってしまったじゃないですか、そうするとうちに来る子は対象ですよ、これってどうなのかっていうことです、だか

ら、「私の場合、対象者が」夜来るようにはしてるんです。昼間来ないようにはしてるんですが、「保護司の名前が」公表されたことはいいのかなと思っただって、非行「をした少年」しか「保護司の自宅には」来ないじゃないですか、明らかに、なら顔見たら「保護司宅に来た少年の顔が見られたら」。

研：「その対象者が非行をしたと」分かっけてしまいますよね。

A：「分かるってことですよね。うん。だから、そういう意味では」「自宅で面接するときは」注意してる。だから、そういう意味では「個人の家に来るってことがどうなのかなと、私自身は思うところですよ。それってみんなに」「対象者が誰であるか」知らしめてる。「いいんだろうか。」（中略）「私たちは別にね、」「保護司をやっていると知られて」なんだかんだって言われることはないんですけど、子どもにとっては行きづらいところに「いっちゃったんじゃないのかな」と思ってます。あと、自治会員の「一覧表にも」「保護司の氏名が」書いてありますからね、全部ね。だから、そういう目で見られてるんじゃないかなと思って、要注意。

Fもまた、同じ観点から、自身が保護司であることは周囲に隠していると語る。

研：「保護司というお仕事については、どんなふうにごう、周りの方にはお話をさってますか。」

F：「ほぼ周りの方には言ってません。」

先述のとおり、保護司であることを地域の人々に「積極的に知らせている」人は、一般的に言ってほとんど皆無である（西川ほか 2005）。地域に基盤を持つ保護司が、その地域の人々に保護司の身分を自ら開示することが少ないという現実、きわめて興味深い。このことは、保護司の持つ地域性が、対象者にもたらす負の側面を、当の保護司たちが十分認識していることの間接的な証拠であると思われる（保護司であることが知られることによる対象者へのラベリングの強化）。

6 考察と今後の課題

表2は、分析結果をまとめたものである。重要なのは、第1に、保護司の持つ地域性には、ポジティブな側面だけでなく、ネガティブな側面もあるという点であり、第2に、それらのネガティブな側面を保護司が把握し、これを問題視したり問題性を回避しようとしたりしている点である。

このうちこの表の「2-1」の点については、先にも挙げた西川ほか(2005)の質問紙調査に先立って行われた面接調査の結果を参照すると、考察を深めることができるだろう。それによれば、「面識のあるケースは、断っている」「近くの保護司だと、対象者が嫌がるのではないか」という意見が出された一方で、「対象者の親を知っているとやりやすい」「知っている子のほうがやりやすかった」という正反対の意見も聞かれたという。都市化が進み、人口の流動性が高まった地域(X保護司会はそのような地域に存する)においては、おそらく以前と比較して面識のあるケースにあたる確率は低くなっていると思われる³⁾。以前なら問題視されることはなく、むしろ保護司に「やりやすさ」すら感じさせていた「面識あり」ケースが、時代が下るにつれて徐々にネガティブに捉えられるようになってきたというのが、ありうる解釈ではないだろうか。保護司

表2 分析のまとめ (1)

	ポジティブな側面	ネガティブな側面
保護司の持つ地域性	1-1 非行と結びつく地域特性への通暁	
	1-2 地域つながりに基づく保護司への参入	
	1-3 地域資源活用の容易性	
		2-1 面識のある対象者に当たることの問題性
		2-2 保護司であることが知られることによる対象者へのラベリングの強化

制度が発足したのは今から60年以上も前のことである。以前なら利点であった地域性がネガティブな要素に変化したのであれば、この意味における地域性のネガティブさをカバーするような手立てを打つ必要があるのかもしれない。

つぎに「2-2」の点について考える。西川ほか(2005)の知見をいま一度振り返ってみよう。それによれば、保護司であることを地域の人々に「積極的に知らせている」者はわずか2.3%にすぎず、必要の有無を問わず「自分からは全く知らせていない」者は38.6%存在した。興味深いのは、少なくともこの調査が実施された2004年の段階では、この点について保護司のなかでコンセンサスがないという点である。身分を明かすことへの積極性/消極性が、どのような要因によって成立しているかについては、本研究からは明らかにはできなかった。今後の重要な探求課題のひとつであろう⁴⁾。

なお、対象者に対するラベリングの強化を懸念する保護司の意識は、学校との連携に際して、対象者のプライバシー保持に課題を感じる保護司が多いという生島・十河(2002)の知見とも整合的である。本研究では具体的な連携場面に関する聞き取りが十分にはできなかったが、他機関との連携がもたらす利点と問題点をバランスよく議論するための材料を得るために、保護司の連携の態様に焦点を当てた研究も今後必要である。

最後に、やや踏み込んだ考察をして本論考を閉じたい。先に示したとおり、

表3 分析のまとめ(2)

	ポジティブな側面	ネガティブな側面
保護司の 持つ 地域性	1-1 非行と結びつく地域特性への通暁	↔ ラベリングに基づく処遇の危険性
	1-2 地域つながりに基づく保護司への 参入	↔ 保護司(会)の閉鎖性、保護司の同質化(地域つながりではない、専門的な人材の排除)
	1-3 地域資源活用の容易性	↔ 地域外の多様な資源活用の困難性
		2-1 面識のある対象者に当たることの問題性 2-2 保護司であることが知られることによる対象者へのラベリングの強化

確かに保護司の持つ地域性は、ポジティブな側面を多く持っているといえる。しかし、さらに慎重な考察を進めれば、それぞれのポジティブな側面は、ネガティブな側面に転化する可能性をはらんでいるとも考えられる(表3)。

たとえば、「1-1」であるが、保護司の地域特性への理解に誤解や偏った判断が含まれてしまうと、ラベリングに基づいて不適切な処遇が行われる危険性が生まれる。「1-2」については、従前の地域つながりが強調されすぎることの弊害についても、考えておく必要があるのではないだろうか。(X 保護司会が閉鎖的な性格を持っているという意味では断じてないが、)藤野(1999)による「保護司会の大部分がいまだに地縁共同体的な性格をかなり濃厚に内包していて、ときには、集団としての機能性よりも『和』や凝集性が優先されがちな風土を多く備えている」という指摘は、今日もなお有効であると思われる。高橋(2013)が指摘するように、保護司が「名望家」的性格や「名誉職」性と結びついた結果、保護司が同質の者によって担われるようになった状況には、1970年代から批判がある。2008年から導入された保護司候補者検討協議会が今度どのような展開をみせるか、とりわけ「社会福祉士等の中から保護司を委嘱すること」(保護司制度の基盤整備に関する検討会 2012: 10)がどの程度拡大していくかが、この問題を考える上でのひとつのポイントになると思われる⁵⁾。

藤野は、保護司の地域性の「望ましき特性の内実や効用は、時代的、社会的変化に伴いかなり変質してきており」「個人的な資質に過剰に期待を寄せ」ることは不適切であると指摘している(藤野 1999: 9)。本研究で提示してきた地域性の諸側面をさらに子細に検討し、さらなる経験的研究を積み重ねることは、今後の社会復帰支援の方向性を考えるうえで必須の作業だと考える。

付記 本論文は、科研費(15K04375)の助成による研究成果の一部である。

[注]

- (1) インタビュー協力者の特定につながるため、「西日本の地方都市」よりも詳細な情報は伏せている。いずれにしても、本研究は特定の1地点での調査に基づくものであるから、得られた知見を過度に一般化することには、慎重であらねばならない。

- (2) すべてのインタビューは対象者の許可のもとで録音され、これに基づき逐語録が作成された。本稿の分析対象は、逐語録から抽出された地域性に関連する語りである。
- (3) このような変化がどの程度の規模で生じているのかを解明することは、今後の重要な課題である。なお、本研究では藤野（1999）の知見をもっとも重要な先行研究であると位置づけているが、査読者のひとりが指摘したとおり、この研究が行われて以降約20年間の社会変容がどのようなものであり、それが更生保護にいかなる影響をもたらしたかについては、踏み込み不足の面が否定できない。これらの問いに答えるためには、量的方法によるアプローチが不可欠だと思われる。今後の課題としたい。
- (4) 保護観察対象者へのラベリングの回避（保護司と会っていることを知られないようにすること）ができるのであれば、公の場で保護司の身分を明かすことへのためらいは減少する可能性がある。たとえば、保護司宅での面接を望まない対象者には、その希望に沿うことが望ましい。更生保護サポートセンターの拡充と機能強化は、その意味で大きな前進であると思われる。
- (5) 保護司会の地縁共同体的な性格の程度、また、所属する保護司の同質性の程度は、当然ながら千差万別である。ただ、特にそれらの程度が比較的高い地域においては、同質性のネガティブな側面を緩和する策が講じられるべきであろう。社会福祉士資格を持つ者への保護司の委嘱を進めるための政策誘導は、その具体策のひとつであると筆者は考える。

[引用文献]

- 浅沼直子（2005）「横浜市都筑区における保護司活動と『地域社会』（お茶の水女子大学人間文化研究科2004年度修士論文）
- 藤野隆（1999）「保護司の地域性再考」『更生保護と犯罪予防』33（4），1-11.
- 保護司制度の基盤整備に関する検討会（2012）『保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書』（http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo03_00027.html，2017年8月8日参照）
- 法務省保護局更生保護振興課（2017）「保護司の安定的確保について」『更

- 生保護』68(4), 6-11.
- 法務総合研究所 (2012) 『平成 24 年版犯罪白書——刑務所出所者等の社会復帰支援』日経印刷
- 法務総合研究所 (2017) 『平成 29 年版犯罪白書——更生を支援する地域のネットワーク』昭和情報プロセス
- 笠井賢紀 (2016) 「『保護司になっていく』こと——34 年間保護司在任者の生活史を中心に」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』6, 99-117.
- 加藤倫子 (2015) 「保護司の処遇実践における『被害者心情』と対象者の『立ち直り』との関係性——保護司へのインタビュー調査から」『立教大学大学院社会学研究科年報』22, 19-30.
- 韭澤由貴 (2014) 「保護司活動を通しての気づきのプロセス——A 県 B 地区の保護司へのインタビューから」(早稲田大学人間科学研究科 2013 年度修士論文)
- 西川正和・寺戸亮二・大場玲子・押切久遠・小國万里子 (2005) 「保護司の活動実態と意識に関する調査」『法務総合研究所研究部報告』26: 1-131.
- 生島浩・十河民世 (2002) 「非行問題における学校臨床と地域との連携——学校と保護司との連携活動調査報告を中心に」『福島大学教育実践研究紀要』43, 21-28.
- 高橋有紀 (2013) 「1950 年代から 1970 年代の更生保護制度における『官民協働』論の変容と継続」『犯罪社会学研究』38, 138-152.